

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 6 月 10 日

水 曜 日

第 3919 号

目 次

告 示

○指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施	1
○土地改良区の定款変更の認可	4
○指定介護予防サービス事業者の指定	
○指定居宅サービス事業者の指定	6
○指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	8

公 告

○平成27年度毒物劇物取扱者試験の実施	9
○物品等の売却に係る一般競争入札の実施	10

正 誤

○平成27年 3 月 31 日付け号外(1)富山県規則第22号	13
---------------------------------	----

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第281号

指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第18条の 2 第 1 項の規定により、同法第 6 条の 3 第 1 項及び同法第18条第 4 項の構造計算適合性判定の一部を行わせるので、同法第77条の35の 8 第 1 項の規定により次のとおり公示する。

平成27年 6 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
 - (1) 名称 一般財団法人富山県建築住宅センター
 - (2) 住所 富山市舟橋北町 4 番19号
- 2 業務区域

富山県全域

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

富山市舟橋北町 4 番 19 号

4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次の各号に掲げるもの。ただし、建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める計算方法によるものを除く。

- (1) 延べ面積が 2,000㎡以内の建築物
- (2) 延べ面積が 10,000㎡以内かつ高さが 20m 以内の建築物

5 業務の開始の日

平成 27 年 6 月 1 日

(建築住宅課)

富山県告示第 282 号

指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、同法第 6 条の 3 第 1 項及び同法第 18 条第 4 項の構造計算適合性判定の一部を行わせるので、同法第 77 条の 35 の 8 第 1 項の規定により次のとおり公示する。

平成 27 年 6 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

- (1) 名称 一般財団法人日本建築センター
- (2) 住所 東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地

2 業務区域

富山県全域

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地及び大阪府大阪市中央区南本町一丁目 7 番 15 号

4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

- (1) 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算を行う建築物
- (2) 前号以外の建築物のうち、延べ面積が2,000㎡を超える建築物又は高さが20mを超える建築物
- (3) 前2号以外の建築物のうち当該建築物を業務範囲とする他の判定機関が建築基準法第77条の35の19又は指定構造計算適合性判定機関指定準則第3第3号の規定等により判定できない建築物
- (4) 一の申請又は通知において前各号に掲げる建築物と同時に申請又は通知される別棟の建築物

5 業務の開始の日

平成27年6月1日

(建築住宅課)

富山県告示第283号

指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、同法第6条の3第1項及び同法第18条第4項の構造計算適合性判定の一部を行わせるので、同法第77条の35の8第1項の規定により次のとおり公示する。

平成27年6月10日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

- (1) 名称 一般財団法人日本建築総合試験所
- (2) 住所 大阪府吹田市藤白台五丁目8番1号

2 業務区域

富山県全域

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

大阪府大阪市中央区内本町二丁目4番7号

4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

- (1) 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算を行う建築物
- (2) 前号以外の建築物のうち、延べ面積が 2,000㎡を超える建築物又は高さが20 mを超える建築物
- (3) 前2号以外の建築物のうち当該建築物を業務範囲とする他の判定機関が建築基準法第77条の35の19又は指定構造計算適合性判定機関指定準則第3第3号の規定等により判定できない建築物
- (4) 一の申請又は通知において前各号に掲げる建築物と同時に申請又は通知される別棟の建築物

5 業務の開始の日

平成27年6月1日

(建築住宅課)

富山県告示第284号

土地改良区の定款変更の認可について

城端土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、平成27年6月1日認可した。

平成27年6月10日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第285号

指定介護予防サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第 123号）第53条第1項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第 115条の10第1号の規定により公示する。

平成27年6月10日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1670202314	
指定年月日	平成27年6月1日	
申請者	名称	社会福祉法人 新湊福祉会
事業所	所在地	富山県高岡市長江 464-1
	名称	和の郷高岡
サービスの種類	介護予防通所介護	

事業所番号	1670202306	
指定年月日	平成27年6月1日	
申請者	名称	社会福祉法人 新湊福祉会
事業所	所在地	富山県高岡市長江 464-1
	名称	和の郷高岡
サービスの種類	介護予防短期入所生活介護	

事業所番号	1670800703	
指定年月日	平成27年6月1日	
申請者	名称	株式会社ヒューマンケア
事業所	所在地	富山県砺波市太郎丸3丁目 114番地 ティ・ビレッジ 2F
	名称	コスモスヘルパーステーション
サービスの種類	介護予防訪問介護	

事業所番号	1670700523	
指定年月日	平成27年6月1日	
申請者	名称	株式会社スマイルサポートわかば
事業所	所在地	富山県黒部市前沢2339番地
	名称	株式会社スマイルサポートわかば
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与	

事業所番号	1670700523	
指定年月日	平成27年6月1日	
申請者	名称	株式会社スマイルサポートわかば

事業所	所在地	富山県黒部市前沢2339番地
	名称	株式会社スマイルサポートわかば
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売	

事業所番号	1670202298	
指定年月日	平成27年6月1日	
申請者	名称	株式会社ハピネス
事業所	所在地	富山県高岡市野村1355-9
	名称	株式会社ハピネス
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与	

事業所番号	1670202298	
指定年月日	平成27年6月1日	
申請者	名称	株式会社ハピネス
事業所	所在地	富山県高岡市野村1355-9
	名称	株式会社ハピネス
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売	

富山県告示第286号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

平成27年6月10日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1670202314	
指定年月日	平成27年6月1日	
申請者	名称	社会福祉法人 新湊福祉会
事業所	所在地	富山県高岡市長江 464-1

	名称	和の郷高岡
サービスの種類	通所介護	

事業所番号	1670202306	
指定年月日	平成27年6月1日	
申請者	名称	社会福祉法人 新湊福祉会
事業所	所在地	富山県高岡市長江 464-1
	名称	和の郷高岡
サービスの種類	短期入所生活介護	

事業所番号	1670800703	
指定年月日	平成27年6月1日	
申請者	名称	株式会社ヒューマンケア
事業所	所在地	富山県砺波市太郎丸3丁目 114番地 ティ・ビレッジ 2F
	名称	コスモスヘルパーステーション
サービスの種類	訪問介護	

事業所番号	1670700523	
指定年月日	平成27年6月1日	
申請者	名称	株式会社スマイルサポートわかば
事業所	所在地	富山県黒部市前沢2339番地
	名称	株式会社スマイルサポートわかば
サービスの種類	福祉用具貸与	

事業所番号	1670700523	
指定年月日	平成27年6月1日	
申請者	名称	株式会社スマイルサポートわかば
事業所	所在地	富山県黒部市前沢2339番地
	名称	株式会社スマイルサポートわかば
サービスの種類	特定福祉用具販売	

事業所番号	1670202298	
指定年月日	平成27年6月1日	
申請者	名称	株式会社ハピネス
事業所	所在地	富山県高岡市野村1355-9
	名称	株式会社ハピネス
サービスの種類	福祉用具貸与	

事業所番号	1670202298	
指定年月日	平成27年6月1日	
申請者	名称	株式会社ハピネス
事業所	所在地	富山県高岡市野村1355-9
	名称	株式会社ハピネス
サービスの種類	特定福祉用具販売	

富山県告示第287号

指定居宅介護支援事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者から同法第82条の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により公示する。

平成27年6月10日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者	名称	株式会社リレーション
サービスの種類		居宅介護支援
事業所	名称	柳瀬の家居宅介護支援事業所
	所在地	富山県砺波市柳瀬 601番3
	介護保険事業所番号	1670800521
廃止年月日		平成27年5月31日

~~~~~  
公 告  
~~~~~**平成27年度毒物劇物取扱者試験の実施**

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

平成27年6月10日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 平成27年9月30日（水）午前10時から
- (2) 場所 富山市新総曲輪2番21号 富山県農協会館

2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 受験手続**(1) 出願書類**

ア 受験願書

イ 写真（出願前6箇月以内に撮影した上半身、無帽、正面向きで、縦6.5cm×横5cmのものを所定の様式に糊付けし、必要事項を記入すること。写真の裏面には、住所、氏名、生年月日及び撮影年月日を記載すること。）

ウ 受験票（願書提出時、願書提出場所に備える所定のハガキに必要事項を記載すること。）

(2) 受験手数料

10,500円（受験手数料相当額の富山県収入証紙を受験願書の「富山県収入証紙ちょう付欄」に貼ること。）

(3) 出願書類の提出期間

平成27年7月1日（水）から7月14日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 出願書類の提出場所

富山県内（富山市を除く。）に住所を有する受験者にあつては住所地を所管する厚生センター又は厚生センター支所（以下「厚生センター等」という。）に、富山市又は富山県外に住所を有する受験者にあつては富山県厚生部くすり政策課に提出すること。

郵送により提出する場合は、封筒に「毒物劇物取扱者試験受験願書在中」と朱書きし、簡易書留により富山県厚生部くすり政策課（〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号）に郵送すること。

4 問合せ先及び受験願書の配布場所

富山県厚生部くすり政策課（電話076-444-3234）、富山県内の厚生センター等に問い合わせること。

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成27年 6 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 売却物品等の名称及び数量

ア 乗用自動車（富山300そ2850） 1 台

イ 乗用自動車（富山300ち5956） 1 台

(2) 売却物品等の機能、性能等

入札説明書による。

(3) 引渡期限

平成27年 8 月 12 日

(4) 引渡場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

4 入札参加申込書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

平成27年6月10日から平成27年6月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札参加申込書の提出期限

平成27年6月29日 午後5時15分

5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6 入札及び開札の日時、場所等

- (1) 入札及び開札日時

ア 平成27年7月7日 午前10時

イ 平成27年7月7日 午前10時15分

- (2) 入札及び開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

11 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

12 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

(3) その他詳細は、入札説明書による。

~~~~~  
**正 誤**  
~~~~~

平成27年3月31日付け号外(1)富山県規則第22号「富山県職員等退職手当支給条例
施行規則の一部を改正する規則」中

| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|----|---|--------------------|--------------------|
| 10 | 1 | 様式第3号の次に次の8様式を加える。 | 様式第3号の次に次の7様式を加える。 |

平成27年6月10日印刷発行

発 行 富

山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号

電話富山 076—444—3153番
